

規制改革実施計画「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」のフォローアップ状況

3. 健康・医療分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備							
12	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	措置済	安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、企業等の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行う機能性表示食品制度を、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。)において規定し、平成27年4月1日より施行した。	制度の運用を適切に行っていくとともに、平成28年1月22日から開催している「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」において、積み残しの課題について検討しており、平成28年秋を目途に報告書を取りまとめる予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日、平成26年6月24日及び平成27年6月30日の閣議決定)のフォローアップの結果について(抜粋)
(平成28年5月19日 第63回規制改革会議資料)